

はじめに

尾張西部医療圏保健医療計画は平成4年8月に初めて策定され、以後5年を目途に内容の見直しを行っております。

平成20年3月には、平成18年6月に改正された医療法の趣旨に沿うよう4疾病5事業を中心とする医療連携体制等を追加記載した見直しを行いました。

また、平成23年3月には、尾張西部圏域保健医療計画の全面見直しを行いました。その後、国において医療計画の見直しが検討され、これまでの4疾病5事業から新たに精神疾患を加えた5疾病とすることや、平成23年3月に発生した東日本大震災を踏まえ、平成24年3月には「医療提供体制の確保に関する基本方針」及び「医療計画作成指針」が改正されたことから、今回、当医療圏の計画も見直すこととなりました。

近年における地域住民の保健医療等を取り巻く環境は大きく変化しており、少子・高齢化の進展、多様化・高度化している医療需要などに対応できるよう、医療関係機関の機能分担と連携を図り、良質な地域医療の体系的な整備が求められています。

今後は、この計画に基づき関係団体・機関相互の連携を深め、当医療圏の保健・医療・福祉の着実な推進を図って参ります。